

大阪市立田島南小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、

- 意欲的に問題解決に取り組む子ども
- ちがいを認め、よさを認め合う子ども
- 仲間とともに助け合い励ましあう子ども
- きまりを守り安全な学校生活を送る子ども
- 礼儀正しく丁寧な言葉遣いや行動ができる子ども
- 楽しく運動に親しむ子ども

の育成のために「田島南小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みを進める。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 学校が「安心・受容」「協同・成長」できる楽しい居場所になるよう、かかわり合い方を互いに学ぶことのできる「集団を育てる教育」を推進する。
- ② すべての子どもが自他の尊厳を認め合い、好ましい人間関係を確立できるよう、人権尊重の教育を推進する。
- ③ 全教職員で情報を共有し、「チーム学校」として組織的に取り組む。
- ④ 問題行動を早期発見・早期解決できるよう、家庭、地域、関係諸機関と連携し、迅速な対応を進める。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

- (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 自分の思いや考えを伝え、相手の思いや考えを聴くことができる子どもを育てる。
 - ② 児童の学習実態を踏まえ、基礎的・基本的学力が育つよう指導力の向上を図るため、全員が研究授業を行うと共に研修を実施する。
 - ③ 習熟度別少人数授業などを通して、個に応じた指導を実施する。
- (2) 自己肯定感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
- ① 自分の思いや考えを伝え、相手の思いや考えを聴くことができる子どもを育てる。
 - ② 教科学習はもとより、児童会活動、学級活動及びクラブ活動等においても、お互いの思いや考えを伝え合い、認め合うことのできる場を設定する。
 - ③ 年間を通して、異学年児童による縦割り班活動に取り組み、思いやりや気遣いの心や年齢を超えた仲間意識を育て、学校全体としてのまとまりがもてるようとする。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 人権教育や道徳教育、特別活動等を通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できるようにする。
 - ② 学級集団づくりを通して、いじめを構造的にとらえ、いじめをはやしたてたり、傍観したりすることもいじめることと同様に許されない行為であることを徹底して指導する。
 - ③ 学年に応じた情報モラルの指導を行い、安心・安全なＩＣＴの活用ができるようとする。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 家庭・地域とも連携し、子どもの様子や持ち物の変化等いじめのサインを見逃さないようにする。
- ② 教職員の協力体制をつくり、さまざまな角度から情報交換をする。
- ③ 児童を観察して、変化に気づいたときは、記録（5W1H）を残していく。
- ④ 「いじめに関するアンケート」を定期的に実施するとともに、日常の子どもの状況の把握に努める。

- ⑤ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等、外部機関との連携に努める。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を管理職に報告し、全教職員を招集し情報の共有をする。そして、手分けをし、情報の収集に努める。
- ② どんな場合においても、いじめられている子どもの立場に立って対応する。
- ③ いじめられている子どもの立場に立ちきり、必ず守り通すことを具体的に約束し、「いじめから自分を守る方法」について、いじめられている子ども本人の思いを尊重し、安心できる方法を子ども自身が選択できるように支援する。
- ④ いじめている子どもに対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」ことを毅然とした態度で指導し、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせるとともに、いじめている子どもも「問題を抱え苦しんでいる子」として、行為の奥にある心情に沿った指導や支援を行う。
- ⑤ いじめられている子どもの保護者に対しては、複数で家庭訪問をし、保護者に説明する。両方の保護者と連携を深めていく。
- ⑥ いじめのレベルによって、地域、警察などの関係機関との連携も進める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① いじめ防止委員会
(校長、教頭、教務部長、生活指導部長、研修部長、健康教育部長、養護教諭)
 - ・いじめの疑いに係る事案が発生した場合に、緊急の対応を行うとともに、臨時の生活指導連絡会を開催する。
- ② 生活指導連絡会 (全教員)
 - ・定例として月に1回開催。いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急連絡会を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

【年間計画】

《調査等》

- | | |
|----------------|----------------|
| ① いじめに関するアンケート | 年3回（予定 4・9・1月） |
| ② 学校アンケート | 年1回（予定 12月） |
| ③ 児童アンケート | 年2回（予定 7・12月） |

《研修会等》

- | | |
|---------------------|----|
| ① 人権教育研修会 | 3回 |
| ② 生活指導研修会 | 2回 |
| ③ 児童理解研修会 | 3回 |
| ④ 指導力向上研修会（教科等の研修会） | 3回 |
| ⑤ 生活指導連絡会（定例会 毎月1回） | |

(2) 家庭、地域、関係諸機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどで家庭、地域、関係諸機関への情報発信や啓発に努める。
- ② 学校協議会へ提案し、協力体制を依頼する。

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」の中間評価・最終評価でP D C Aサイクルに取り組む。
- ② 「いじめに関するアンケート」等の調査結果の分析に基づき、未然防止の推進・再発防止に関する改善を図る。

7. 重大事案への対処

- ① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、学校は速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 学校は、隠蔽せず、誠意ある対応を進めていく。窓口は管理職に一本化する。

- ③ 学校は、児童からの聞き取り、聞き取り後の対応、保護者への対応の役割分担をする。
- ④ 学校は、いじめられている児童が安心して、学校生活を送ることができるよう に、いじめられている児童やその保護者に学校が取り組もうとしていることを説明する。

※ いじめ発見の際の流れ

